

回 答

団体名（ 大阪府歯科保険医協会 ）

（要望項目）

文書回答項目

1. 大阪府政

（1）大阪・関西万博は、大阪湾の埋め立て地、夢洲を開催地としているため、開催前からガス爆発・ヒアリ・熱中症・救急や災害時の医療体制、アクセスなど様々な懸念を抱えたまま開催が強行されている。来場者の命と安全が何より優先されるべきであり、これらの問題に関して至急対応策をとること。対応がとられるまでは開催を中止すべきである。

（回答）※下線部について回答

- メタンガスの会期中の安全対策では、開幕以降、協会は、ホームページにおいて、毎日のガスの安全確認状況を公表しており、また各施設管理者等にガス測定器を配付（パビリオンなど 172 台）し、定期的なガス濃度測定や換気徹底をお願いするとともに、基準値以上の測定があった場合には、直ちに協会に連絡することを要請しています。
- 現状では、建物内及び園路において、基準値以上の検知はありません。また、人が立ち入る可能性のない屋外設備系地下ピットにおいても、過去に基準値以上の検出があった所でマンホール蓋から、より通気性の高いグレーチング蓋に変更するなどの対策の結果、5月13日以降、現在に至るまで、基準値以上の検知はありません。
- 暑熱対策については、協会では、これまで、園路でのパラソルの設置、東西エントランスゲート前におけるテントの設置や日傘の貸出、会場内の空き施設を休憩スペースへの活用などによる日陰の創出をはじめ、スポットエアコンやウォーターサーバーの設置などの送風設備・給水施設の充実に取り組んでいます。
- また、来場者に対して事前に熱中症対策の呼びかけを行うなど来場者サービスの充実に取り組むとともに、会場内に設置されている8カ所の診療所・応急手当所には、医師・看護師が配置されており、状況に応じて増員が行われるなど体制を強化しています。

- 地震などの大規模災害が発生した際の夢洲へのアクセスについては、夢舞大橋と夢咲トンネルの2ルートがあり、大阪港湾局において、南海トラフ巨大地震や上町断層の直下型地震に対して十分な耐震性があることが確認されており、損壊などの致命的な被害が発生する可能性は低いと想定されています。
- 引き続き、協会はじめ関係者一丸となって万博来場者の安全・安心の確保に万全を期してまいります。

（回答部局課名）

万博推進局 整備調整部 整備企画課  
万博推進局 企画部 企画課

回 答

団体名（ 大阪府歯科保険医協会 ）

（要望項目）

文書回答項目

1. 大阪府政

（1）大阪・関西万博は、大阪湾の埋め立て地、夢洲を開催地としているため、開催前からガス爆発・ヒアリ・熱中症・救急や災害時の医療体制、アクセスなど様々な懸念を抱えたまま開催が強行されている。来場者の命と安全が何より優先されるべきであり、これらの問題に関して至急対応策をとること。対応が取れられるまでは開催を中止すべきである。

（回答）※下線部について回答

- 大阪府では、環境省や関係市と連携してヒアリに関する情報収集を行い、定着防止を進めております。
- 引き続き、ヒアリの防除対策を推進してまいります。

（回答部局課名）

環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

**文書回答項目**

1. 大阪府政

（1）大阪・関西万博は、大阪湾の埋め立て地、夢洲を開催地としているため、開催前からガス爆発・ヒアリ・熱中症・救急や災害時の医療体制、アクセスなど様々な懸念を抱えたまま開催が強行されている。来場者の命と安全が何より優先されるべきであり、これらの問題に関して至急対応策をとること。対応が取れられるまでは開催を中止すべきである。

（回答）※下線部について回答

- 博覧会協会は、医師及び看護師が配置された医療救護施設として、診療所3か所、応急手当所5か所を設置しています。また、各医療救護施設に救護隊を配置するほか、会場内に救急車を配備するなど、会場内外の救急搬送体制を確保されています。
- 大阪府においても、大阪市内の66病院を、会場からの搬送患者を積極的に受け入れる「万博協力病院」として位置付け、円滑な搬送を行える体制の整備に取り組んでいます。
- なお、災害時においては、協会危機管理センターの統括医療責任者の指示の下、協会救護隊や医師、看護師等がトリアージや治療等の医療救護活動を行うほか、重傷者等は近隣の災害拠点病院等へ受入要請を行う体制を整備しています。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

文書回答項目

1. 大阪府政

（2）大阪・関西万博にかける会場建設費等のさらなる負担増加は許されない。  
府民の医療費助成、高額な国保料、介護保険料の高騰抑制に向き合い、  
不要不急の大型開発ではなく府民生活の改善に財源を使うこと。

（回答）※下線部について回答

- 大阪・関西万博における会場建設費等については、協会内に「CFO（最高財務責任者）」を設置し、財務に関する権限と責任を明確にするとともに、経済産業省のもと、外部専門家からなる「2025年大阪・関西万博予算執行監視委員会」において定期的に執行状況の確認を行うなど、さらなる負担増加が生じないよう、協会役員による内部の視点と、専門家による外部の視点の双方からチェックを行っているところです。
- 引き続き、これらの執行状況の確認・検証を厳格に行っていきます。

（回答部局課名）

万博推進局 総務部 総務課  
万博推進局 整備調整部 整備企画課

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

文書回答項目

## 1. 大阪府政

（2）大阪・関西万博にかける会場建設費等のさらなる負担増加は許されない。府民の医療費助成、高額な国保料、介護保険料の高騰抑制に向き合い、不要不急の大型開発ではなく府民生活の改善に財源を使うこと。

（回答）※下線部（医療費助成）について回答

- 福祉医療費助成制度については、全ての都道府県において実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっていることから、本来であれば国において実施するべきものと考えており、国において制度を創設するよう強く要望しています。
- 一方で、国の制度が創設されるまでは、府としてこの制度を継続する必要があると考えています。
- 乳幼児医療費助成制度については、府と市町村の役割分担として、セーフティネット部分は府が基準設定、子育て支援は市町村が独自に制度設計と整理した経緯があります。
- こうした整理を踏まえ、医療のセーフティネットの観点から補助制度の再構築を行うとともに、新子育て支援交付金により乳幼児医療費助成をはじめ子育て支援施策の充実につながるよう、市町村支援を行っています。
- 平成 30 年度の福祉医療費助成制度の再構築においては、府・市町村の厳しい財政状況のもと、対象者や対象医療の拡充が求められていたため、府議会の議決を経て、より医療を必要とする方々に支援が行き届く制度としました。
- 具体的には、65 歳以上の重度ではない老人医療対象者は 3 年の経過措置をもって対象外とする一方、重度の精神障がい者・難病患者の方々を新たに対象とし、年齢に関係のない重度障がい者医療として再構築するとともに、これまで助成対象外であった訪問看護ステーションが行う訪問看護を対象に加えました。

- このような福祉医療費助成制度の再構築に伴う所要額の増加に加え、医療の高度化に伴う医療費の増加などが見込まれていたため、持続可能な制度構築の観点から、一部自己負担額の設定と旧制度からの引き上げが不可欠となりました。
- 今後とも、再構築した福祉医療費助成制度により、医療のセーフティネットとしての役割を果たしていきます。
- また、妊産婦の方への診療等については、府内市町村において妊婦健診費用の公費負担を実施しており、令和7年4月1日時点での府内平均公費負担額は122,102円です。さらに41市町において多胎妊婦への追加助成が行われており、自己負担の軽減が図られているところです。
- 府としては、妊婦の方が安心して出産できる環境を整備するため、総合及び地域周産期母子医療センターの指定など医療提供体制を整備するとともに、産婦人科救急搬送体制の確保や最重症合併症の妊産婦の受入れ体制を整備してきたところであり、今後とも母子保健や医療提供体制の整備に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課  
子ども家庭局 子ども家庭企画課  
健康医療部 保険医療室 地域保健課

回 答

団体名（ 大阪府歯科保険医協会 ）

（要望項目）

文書回答項目

1. 大阪府政

（2）大阪・関西万博にかける会場建設費等のさらなる負担増加は許されない。  
府民の医療費助成、高額な国保料、介護保険料の高騰抑制に向き合い、  
不要不急の大型開発ではなく府民生活の改善に財源を使うこと。

（回答）※下線部（国保料）について回答

- 国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本です。また、国民健康保険制度は、法律に基づき国及び都道府県による公費負担の割合が定まっており、さらに国民健康保険料を引き下げるための法定外の一般会計繰入を実施することは、国民健康保険特別会計における収支の均衡を図る観点及び税の公平性の観点から適切ではないと考えており、大阪府として独自の財政措置を行うことは考えていません。
- 府としては、府と市町村国民健康保険特別会計の財源配分の見直しや府内市町村の国民健康保険特別会計の財源の一部活用等の財政調整事業の仕組みを構築したところであり、これらを適切に運用していくことで引き続き保険料の抑制・平準化に取り組んでいくとともに、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

**文書回答項目**

1. 大阪府政

（2）大阪・関西万博にかける会場建設費等のさらなる負担増加は許されない。府民の医療費助成、高額な国保料、介護保険料の高騰抑制に向き合い、不要不急の大型開発ではなく府民生活の改善に財源を使うこと。

（回答）※下線部（介護保険料）について回答

- 介護保険料については、低所得者の負担軽減のため、介護保険法に基づき公費による支援が行われており、府もその4分の1を負担しているところです。
- これとは別に、府が財政支援を行うことは、受益と負担の公平性の確保や被保険者以外の方への負担の転嫁を避ける観点から、適当ではないと考えます。
- 府としては、介護保険制度の持続可能性の確保のためにも、高齢者ができる限り元気に生活し続けていただくことができるよう、市町村における介護予防等の取組を支援してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

文書回答項目

1. 大阪府政

（3）ギャンブル依存症の懸念をもたらすカジノ建設は中止すること。

（回答）

- IRは、ホテル、MICE施設、レストラン、エンターテイメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。
- 大阪・夢洲でのIR立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。
- また、カジノ収益の社会還元として、納付金等の収入を、ギャンブル等依存症対策の充実などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興、地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長に向けて広く活用することにより、府民の暮らしの充実やさらなる都市の魅力と国際競争力の向上を図っていきたいと考えております。
- 併せて、ギャンブル等依存症は、カジノがない現在においても喫緊に取り組むべき重要な課題であり、IR誘致を契機に、既存のギャンブル等を含め依存症問題に正面から取り組み、依存症対策のトップランナーをめざしていきます。
- 今後も引き続き、ギャンブル等依存症などの懸念事項へ万全の対策を講じながら、世界最高水準の成長型IRの実現に向けて取り組んでいきます。

（回答部局課名）

IR推進局 推進課  
IR推進局 企画課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

文書回答項目

1. 大阪府政

（4）大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例（2024年4月施行）による市町村合併などの上からの押し付けをしないこと。

（回答）

- 急激な人口減少・高齢化の進展などにより、今後様々な行政課題が顕在化する中、住民に身近な基礎的な自治体である市町村が、的確に課題に対応しつつ、将来にわたって安定した住民サービスを提供できる機能・体制を持つことが重要。そのため、市町村が主体的に、さらなる行財政改革や広域連携、また地域の状況によっては市町村合併などに取り組むことが求められる。
- 基礎自治機能の充実・強化に向けては、市町村の将来像や進むべき方向性など、市町村自らが住民と十分に議論を行っていくことが必要であり、広域自治体である府としては、将来のあり方についてのオープンな議論に向けた気運を醸成するとともに、市町村で具体的な動きが出てきた場合には、条例なども踏まえ、積極的に支援するなど、府内の基礎自治機能が充実・強化されるよう取組みを進めていく。

（回答部局課名）

総務部 市町村局 振興課

回 答

団体名（ 大阪府歯科保険医協会 ）

（要望項目）

**文書回答項目**

1. 大阪府政

（5）保健所・保健センターの配置や有無、人員規模がどのように感染症対策等に影響したかを検証すること。コロナ禍でコロナ感染による全国最悪水準の死亡者数を出したにもかかわらず、2024年度の保健所職員等に関わる予算はほぼ取られていない。保健所等の施設（設備）や専門職を含む人員を拡充し、非常時に備えた保健所機能を整備すること。

（回答）

- 大阪府感染症予防計画において、流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数を府管保健所で65人と定めており、保健所への応援体制を整備します。
- また、感染拡大時にも必要な地域保健対策を継続して実施できる体制を構築するため、保健所健康危機対処計画の策定、ICTや外部委託の活用による業務の効率化、関係機関との役割分担の明確化と連携体制の構築などに取り組んでおります。
- 府保健所の施設は、毎年度、建物等の老朽化度合や設備の必要性などを精査したうえで、整備予算の要求を行っています。また、府保健所の人員については、毎年度、新たな行政需要や既存の業務量の必要性などを十分に精査したうえで、業務の見直しや効率化を図りつつ、業務量に見合った適正な体制となるよう、協議を行っています。
- 引き続き、保健所に期待される役割を十分に果たすことができるよう、保健所の施設や体制整備に努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康医療総務課

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課

回 答

団体名（ 大阪府歯科保険医協会 ）

（要望項目）

文書回答項目

2. 国民健康保険事業

（1）国保の資格証明書、短期保険証を発行せず、通常証を発行するよう市町村を指導すること。また 18 歳未満のすべて子どもの保険証は 1 年以上とするよう市町村を指導すること。

（回答）

- 被保険者資格証明書及び被保険者短期資格証明書については、保険料を一年以上滞納している世帯に対して、各保険者が法令等の趣旨を踏まえ、個々の被保険者の特別な事情を十分把握した上で、運用してきたところです。
- 令和6年 12 月 2 日に従来の被保険者証発行の終了に伴い、被保険者資格証明書及び短期被保険者証の仕組みは廃止となりました。同日以降、保険料を滞納されている方に対しては、被保険者の特別な事情の把握や、保険料減免・徴収猶予の制度周知の他、分割納付等により計画的に保険料を納めることを促すなど、滞納している保険料を納付できるよう必要な相談や納付勧奨を行います。
- なお、それらの取組を行ったにも関わらず、保険料の納付に応じない場合であって、特別な事情があると認められない場合においては、特別療養費の支給対象となり、特別療養費の事前通知を行います。
- ただし、18 歳未満の子どもについては、特別療養費の支給対象とならないことから、引き続き療養の給付を行うものとなります。
- 大阪府としましては、市町村がこれらの新たな取組を適切に運用できるよう助言指導に努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

**文書回答項目**

2. 国民健康保険事業

（2）マイナ保険証はいまだに別人情報の紐づけや負担割合の誤りなどのトラブルが起こっている。災害時、電源喪失時のオンライン資格確認も不可能となり、医療アクセスの阻害・受療権が奪われる懸念がある。現行の健康保険証で対応できることを府民に知らせること。

（回答）

- 資格確認端末の故障や停電、通信障害等で医療機関等の機器不良等により、マイナンバーカードにおけるオンライン資格確認等へのアクセス自体が困難になった場合は、マイナポータルの画面と資格情報のお知らせを合わせて提示したり、被保険者資格申立書を記入いただくことで、資格情報等を確認し、必要な保険診療を受けられるよう運用されています。
- 2024年12月2日をもって現行の健康保険証が廃止されマイナンバーカードと健康保険証が一体化されましたが、マイナ保険証を保有していない方には、当分の間、本人の申請によらず資格確認書を交付することとしています。また、廃止までに交付された国民健康保険被保険者証は、最長1年間使用できるよう国が経過措置期間を設けています。
- 大阪府としましても、マイナ保険証が円滑に利用できるよう、被保険者をはじめ、医療機関等に混乱が生じないよう考慮しつつ、被保険者に利便性等を周知できるよう市町村と連携して、広域的かつ計画的な広報に努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

文書回答項目

### 3. 口腔保健事業

（1）学校歯科健診で「要受診（要精検）」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。児童・生徒が確実に治療を受けられるよう教育委員会や学校への援助を強めること。医療ネグレクトの早期発見と早期対応のために、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置を進めること。

（回答）

○ 学校保健安全法施行規則において、学校の健康診断で医療機関等への受診の必要性を認められた児童生徒等については、必要な医療や検査等を受けるよう学校において指示することとなっており、歯科についても同様です。

府内小中学校の健康診断結果による事後措置については、同規則に基づき設置者である市町村教育委員会の指導のもと学校において実施されるものと認識しております。

学校においては、課題のある児童生徒等の情報を共有し、児童生徒等本人や当該保護者に対して学校歯科医と連携した健康相談や保健指導などを行っているところです。改善が困難な場合については関係機関等との連携により対応しています。

府教育庁としましては、今後とも、各学校において適切に対応されるよう、市町村教育委員会が出席する大阪府学校保健主管課長会等において、児童生徒等一人ひとりの状況に応じた歯と口の健康づくりについて情報提供等を行ってまいります。

ご要望の援助については、う歯に関して、学校保健安全法第 24 条の定めるところにより、要保護及び準要保護の児童生徒に対し、医療券にて、その治療に要する費用を負担しているところです。

【保健体育課】

○ スクールソーシャルワーカーについては、これまで国事業を活用し、計画的、継続的に市町村に派遣してきましたが、市町村が主体的に配置・拡充できるよう、令和元年度より事業内容を変更し、国事業も活用しながら、政令市・中核市を除くすべての公立中学校区に配置できるよう、市町村に府から補助を行っているところです。

スクールカウンセラーについては、すでに政令市を除く府内のすべての中学校に配置しており、必要に応じて校区の小学校において相談活動を行ってきたことに加え、令和3年度から活動時間を拡充しておりました小学校においても、令和6年度より政令市を除く府内すべての小学校に定期的に配置できるようさらなる拡充を行いました。

【小中学校課】

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 保健体育課  
教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

文書回答項目

3. 口腔保健事業

（2）府下の全小中学校で給食後の歯みがきに取り組めるよう、自治体・小中学校へ必要な援助をすること。

（回答）

○ ご要望の府内の中学校の給食後の歯みがき指導については、設置者である市町村教育委員会の指導のもと、各学校が実情に応じて、実施するものであると認識しております。

市町村教育委員会学校保健主管課の担当者が集まる機会において、日本学校歯科医会作成の資料「給食後の歯みがきスタイル」等を示し、児童生徒等に食事後に個々の判断で遠慮なく歯みがきができるような環境整備について、配慮をお願いしているところです。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

文書回答項目

3. 口腔保健事業

（3）小中学校でのフッ化物洗口の取り組みを進めるため、「フッ化物洗口マニュアル」並びに「市町村教育委員会のためのフッ化物洗口導入の手引き」を策定すること。フッ化物応用事業に取り組む市町村への補助金制度を創設すること。

（回答）

○ 児童生徒等の実態等により、学校においてフッ化物洗口を実施する場合は、平成 15 年文部科学省事務連絡「フッ化物洗口ガイドラインについて」や、平成 23 年文部科学省発行の『「生きる力」をはぐくむ学校での歯と口の健康づくり』（文部科学省発行）を参考にするよう、市町村教育委員会に周知しています。

ご要望のフッ化物洗口については、設置者である市町村教育委員会の指導のもと、各学校が実情に応じて実施するものであると認識しております。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

文書回答項目

3. 口腔保健事業

（4）「児童虐待チェックシート」を改定し、子どもの身体的特徴の項目に「多数のむし歯がある」を、保護者・家庭の特徴等の項目に「歯みがき習慣がない」をそれぞれ追記すること。

（回答）

○ ご指摘の「児童虐待チェックシート」は、平成 23 年3月改訂の「児童虐待防止のてびき」において紹介しているものであり、文部科学省が令和元年 9月に作成した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を受け、令和元年 12 月に「児童虐待防止のてびき要点編」を改訂したところです。  
改訂にあたり、チェックシートに「虫歯の治療が行われていない」との項目を追加しております。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

文書回答項目

3. 口腔保健事業

（5）大阪府内の児童相談所、保健所に嘱託歯科医を配置し、一時保護児童の口腔の健康状態をチェックする仕組みを整えること。

（回答）

- 令和7年4月1日施行の「大阪府一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、「入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない」とされています。
- 府においては、児童相談所に医師及び保健師を配置しております。
- 一時保護中の子どもは、新しく慣れない環境に入るため、心身の変調をきつしやすく、医師や保健師等との十分な連携を図り、健康管理について配慮する必要があると考えています。
- このため、毎朝、子どもの健康状態を観察するほか、必要に応じ健康診査の受診を実施しています。
- 具体的には、毎食後、歯磨き指導を行うとともに子どもの口腔を直接目視し、健康状態を確認するほか、必要に応じて歯科医を訪問し、治療を受けさせる等、適切な対応を行っています。
- また、応急の医薬品等を備え付けています。
- 今後とも、口腔の健康状態をはじめ、一時保護した子どもの健康管理に配慮していきます。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

回 答

団体名（ 大阪府歯科保険医協会 ）

（要望項目）

**文書回答項目**

3. 口腔保健事業

（6）歯科口腔保健の推進に関する法律（口腔保健法）に基づき、理念にとどまらない実効性を担保する条例を制定すること。

（回答）

- 平成 30 年度に、歯と口の健康を含む健康づくりの推進の基本理念等を定めた「大阪府健康づくり推進条例」を制定し、令和 6 年度からは「第 3 次大阪府歯科口腔保健計画」を含む健康づくり 4 計画の総合的・一体的な推進に努めているところです。
- これら条例・計画の実効性を担保するため、歯科口腔保健に関する指標について経年的に評価・分析を行うとともに、実施すべき事業や取組みを検討するなど、市町村や関係機関と相互に連携を図りながら、歯科口腔保健の向上をめざしてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

**文書回答項目**

3. 口腔保健事業

（7）障がい者（児）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい者歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

（回答）

- 本府では、一般の歯科診療所では治療困難な方の歯科診療を確保するため、大阪急性期・総合医療センターに障がい者歯科を設置するとともに、大阪府歯科医師会附属歯科診療所に業務委託を行い、障がい者（児）歯科診療を実施しています。
- また、府内における一般の歯科診療所では治療が困難な方に対応できる歯科医療機関（障がい者歯科診療施設）の情報を、府ホームページと福祉のてびきに掲載し、周知に努めています。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

**文書回答項目**

**3. 口腔保健事業**

（8）中小事業所や共同作業所などで就労する障がい者を対象に、歯科健診の機会を増やすなどの口腔保健事業を推進し、障がい者の口腔衛生の向上を図ること。

（回答）

- 中小事業所や共同作業所などにおける歯科口腔保健の取組みについては、各事業所が主体となって取り組んでいただいているほか、各市町村においても健診事業等を実施していただいている。
- 大阪府としては、各市町村の口腔保健の取組みについて集約し、会議等で共有することで、好事例の展開、市町村支援に努めています。
- この他、障がい者施設における口腔衛生管理の推進のため、障がい者施設職員を対象とした歯科口腔保健の手引きや口腔スクリーニングツールを作成し、地域ごとの研修等を通じて、啓発や地域の施設と歯科医療機関の連携促進を図っています。
- 今後とも、障がい者を含む、配慮の必要な方々に対する歯科口腔保健活動について、市町村や関係団体等と連携し、取組みを進めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

文書回答項目

3. 口腔保健事業

（9）府内歯科診療所に対して、障がい者（児）への歯科保健医療サービスの提供状況を調査し、「東京都医療機関案内サービス ひまわり」のように、府民に対し障がい者の歯科診療に対応する医療機関を案内すること。

（回答）

- [医療情報ネット（ナビイ）](#)により、医療機能として「著しく歯科診療が困難な者の歯科治療」や「車椅子利用者、視覚障がい者、聴覚障がい者への配慮」を提供する歯科医療機関を検索することが可能です。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

文書回答項目

4. 歯科医療の供給体制・人材育成支援について

（1）すべての感染症患者の歯科医療受診システムを確立すること。感染者が安心して受診できるよう周知すること。

（回答）

- すべての感染症患者を対象とする歯科医療受診システムという仕組みの構築は予定しておりませんが、観血処置のある歯科治療において特に影響があるHIV感染者等における取組について回答します。なお、感染症の流行時には、予防のための啓発を適切に行っていきます。
- HIV感染者等が地域で安心して歯科診療を受けられるよう、平成25年3月1日から、エイズ治療拠点病院等と一般社団法人大阪府歯科医師会が調整の上、受診診療所を紹介する「大阪府HIV感染者等歯科診療連携体制構築事業」を実施しているところです。
- また、歯科医療機関におけるHIV感染者等の診療体制については、協力歯科診療所の拡充と、拠点病院との連携体制を充実させるため、毎年、歯科医療従事者向けHIV研修会を一般社団法人大阪府歯科医師会等と共同で実施しているところであります、今年度は11月22日に開催する予定です。
- 今後とも、一般社団法人大阪府歯科医師会等の関係機関と連携しながら、「大阪府HIV感染者等歯科診療連携体制構築事業」を推進するとともに、本事業について、大阪府ホームページ等を活用し、AIDS患者やHIV感染者、拠点病院医師等へ周知徹底等を図り、HIV感染者等が安心して歯科診療を受けられるよう努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課  
健康医療部 健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

**文書回答項目**

4. 歯科医療の供給体制・人材育成支援について

（2）大阪府内の歯科衛生士養成施設に通い将来府内で働くとしている人で、経済的理由による就学困難者を対象にした無利子の奨学金制度を創設すること。また、卒業後、大阪府内で歯科衛生士として5年間継続して働いた場合には、返済を免除すること

（回答）

- 経済的理由で就学が困難な方を対象にした奨学金制度として、日本学生支援機構による奨学金制度があり、歯科衛生士養成施設への就学の際にも利用することが可能です。
- 現時点においては、歯科衛生士養成施設単独の奨学金制度の創設は予定していません。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

**文書回答項目**

4. 歯科医療の供給体制・人材育成支援について

（3）大阪府内の歯科技工士養成施設に通い将来府内で働くとしている人で、経済的理由による就学困難者を対象にした無利子の奨学金制度を創設すること

（回答）

- 経済的理由で就学が困難な方を対象にした奨学金制度として、日本学生支援機構による奨学金制度があり、歯科技工士養成施設への就学の際にも利用することが可能です。
- 現時点においては、歯科技工士養成施設単独の奨学金制度の創設は予定していません。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 健康づくり課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

文書回答項目

5. 審査・指導

（1）大阪府指導監査課、近畿厚生局と大阪府歯科保険医協会、3者の懇談の場を設けること。

（回答）

○ 大阪府において、3者の懇談の場を設けることについては、対応いたしかねます。

ご要望があったことについては、近畿厚生局にお伝えします

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

**文書回答項目**

5. 審査・指導

（2）当会の会員を対象にした保険講習会に技官を派遣すること。

（回答）

○ 大阪府においては、府内に所在する歯科保険医療機関を対象に保険講習会を実施していますので、本講習会をご活用ください。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

文書回答項目

5. 審査・指導

（3）歯科初診料注1に規定する施設基準の研修会「院内感染防止対策」を大阪府が開催すること。

（回答）

○ 令和7年度においては、厚生労働省の委託を受けた日本歯科医師会が、都道府県歯科医師会の協力のもと歯科医療関係者感染症予防講習会を実施しています。

当該講習会は、要望のあった研修会との整合性を図り、要件を満たすよう対応されたものとなっています。

なお、要望のあった研修会を大阪府自ら開催することは考えていません。

また、施設基準については、診療報酬の改定時集団指導や厚生労働省のホームページへの掲載などで周知しているところです。ご不明な点があれば、施設基準の届出先である近畿厚生局にお問い合わせください。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

回 答

団体名（大阪府歯科保険医協会）

（要望項目）

文書回答項目

5. 審査・指導

（4）高点数を理由とした個別指導、集団的個別指導は廃止すること。

（回答）

○ 個別指導及び集団的個別指導の実施は、厚生労働省が定めた「指導大綱」の選定基準に従い実施するものです。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課